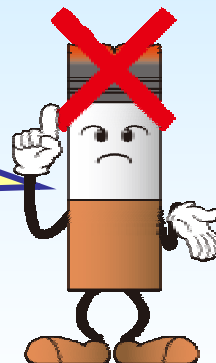


路上喫煙防止対策事業

安全で健康な生活環境を守るために・・・



平成22年 1月25日 茨木市環境審議会

環境政策課

背景・経過

- ・ 健康増進法の施行に伴い、公共施設の屋内において受動喫煙防止対策が進められる中、路上喫煙に関して多くの苦情や要望が寄せられるようになった。
 - ・ これらに対処するため、路上喫煙について、茨木市環境審議会に諮問し、答申を受けた結果、実効性のある条例の制定に向け、検討を進めた。
- 1 庁内連絡会議の開催
 - 2 路上喫煙実態調査の実施
 - 3 パブリックコメントの実施
 - 4 条例案を平成21年3月議会に上程

「茨木市路上喫煙の防止に関する条例」 平成21年4月1日施行

罰則規定 平成21年10月1日施行

目的(第1条)

路上喫煙を市域からなくすことを目指し、「安全」に「健康」という観点を加えた生活環境を確保する。

対象とする行為 路上喫煙とは(第2条)

道路、広場、公園などの屋外での公共の場所において喫煙し、または火のついたたばこを持つことをいいます。

歩行中
立ち止まって

自転車
原動付自転車

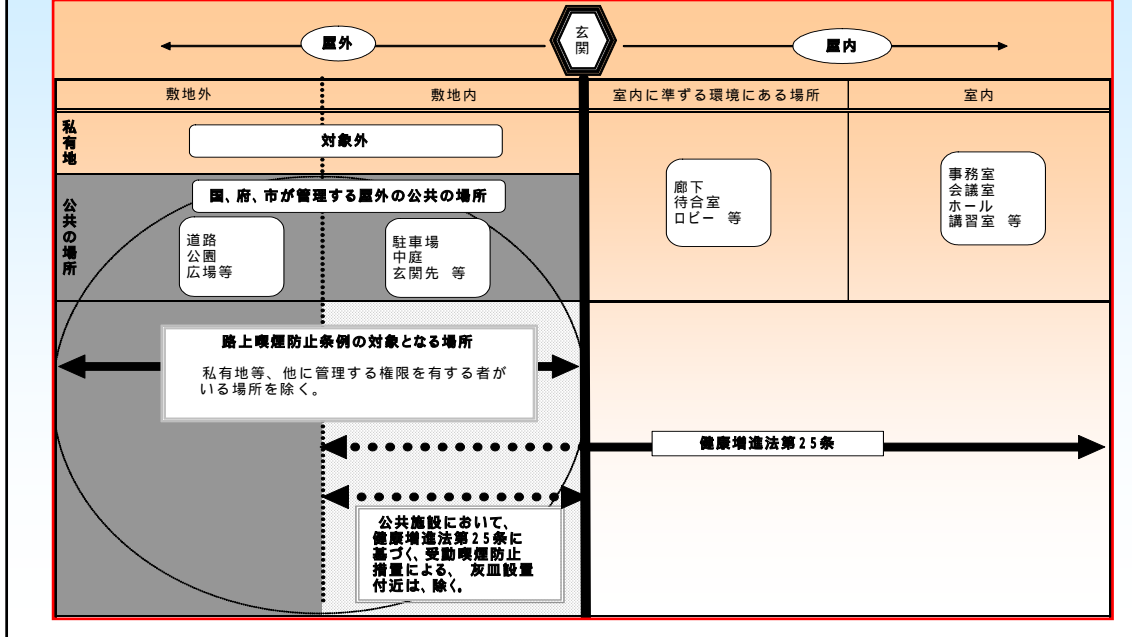
携帯灰皿の所持に
関係なく

大型自動二輪車
普通自動二輪車



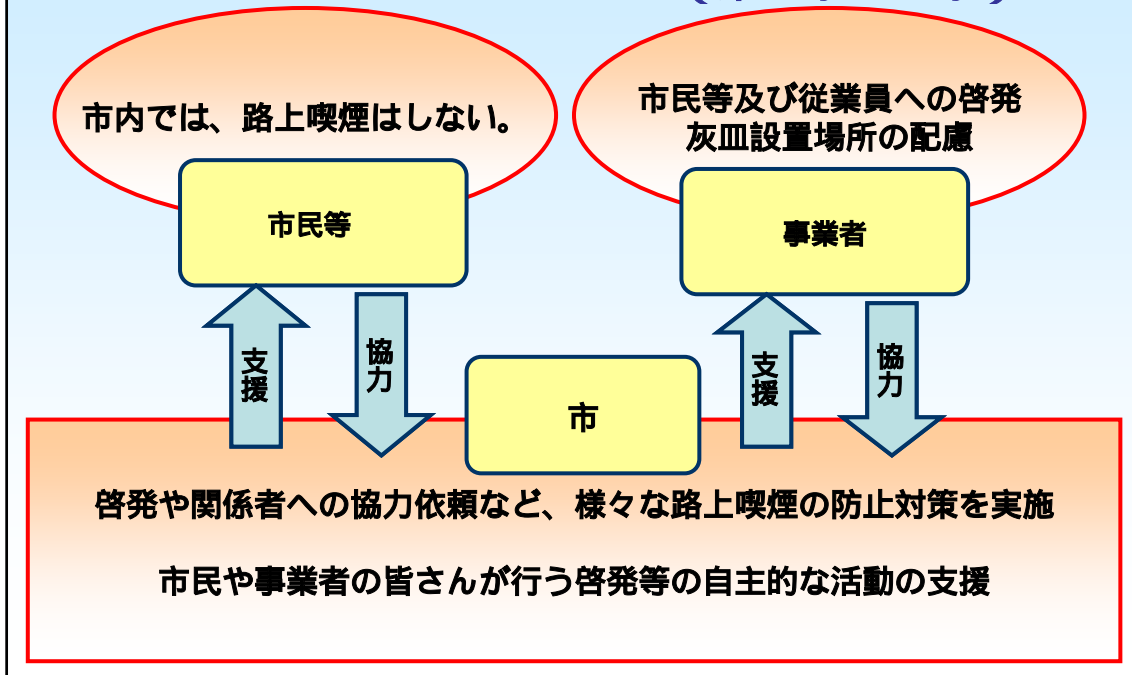
対象とする場所 路上とは(第2条)

道路・公園・広場等、国や府、市が管理する屋外の公共の場所



市民等・事業者・市の責務

(第3条～5条)



路上喫煙禁止地区の指定・変更等

(第6条・第7条)

- ・ 人通りが多く被害の危険性が高い場所
- ・ 啓発効果が高い場所

「路上喫煙禁止地区」として市長が指定
(変更・解除)します。

市長が告示します

路上喫煙の禁止(第8条)

路上喫煙をした場合は、
携帯灰皿の所持などにかかわらず、

1,000円の過料の対象とします。(第9条)

路上喫煙禁止地区では…

平成21年度事業内容

マナー推進員の配置

シルバー人材センターに委託

内 容： 人通りが多く啓発効果が高い地区を中心に、
路上喫煙者への指導及び啓発

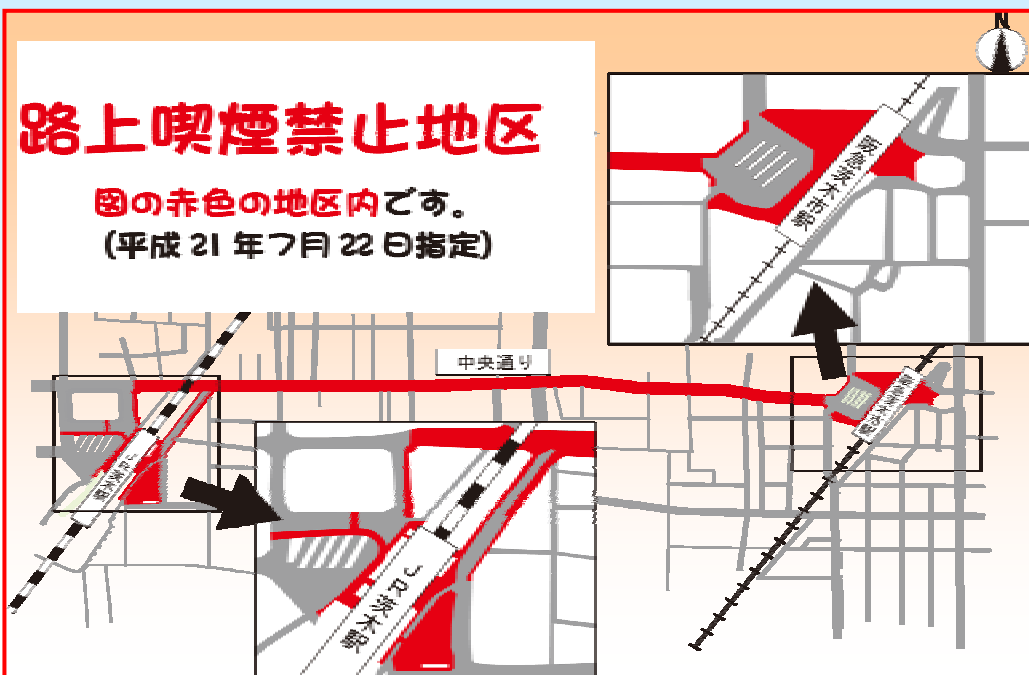
配置人数： 各日2名
実施日及び時間帯 平成21年4月1日から平成21年3月31日
(土、日、祝日、12月28日から1月4日を除く)
朝 午前7時30分から午前9時30分まで
夕 午後4時00分から午後6時00分まで

巡回地区： 路上喫煙禁止地区とその周辺

禁止地区の指定

路上喫煙禁止地区

図の赤色の地区内です。
(平成21年7月22日指定)



禁止地区指定周知・喫煙者マナー アップ街頭キャンペーンを実施

実施日 7月22日(水)

場所 阪急茨木市駅東口広場
ほか

参加者 市長、市議会議員、
商店街、交通機関等 75名

実施内容

啓発寸劇

路面標示のデモンストレーション

参加者で結成するマナーアップキャラバン
隊による啓発

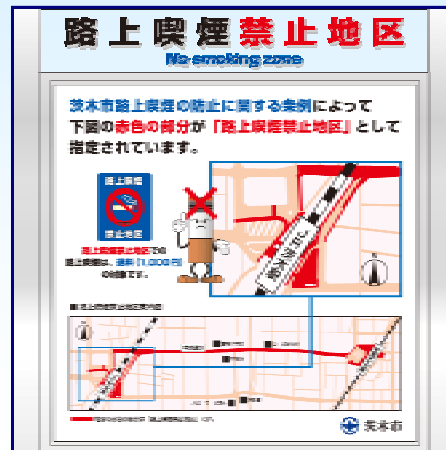


看板・路面標示による周知

路面標示92地点

看板の設置4ヶ所

標示板13ヶ所



条例周知・マナー啓発活動



市広報誌・HPによる周知・啓発

市内関係機関へ条例逐条解説等送付

市内公共施設・禁止地区周辺へ
ポスター掲示

機関誌等への掲載
(JA機関誌、まちづくりの友等)

パッカー車によるアナウンス啓発

イベント等を通じ
様々な方を対象に広く
実施



街頭キャンペーン(10/1)



環境フェア
(10/3・4)

孫・子・老ふれ愛フェスタ(11/11)
成人際(1/11)
ローズWAMまつり(2/7)

「吸わ3 Day」

10月から、毎月3のつく日に過料の抑止効果を最大限活用した職員による指導・啓発を実施

- ・禁止地区周辺を巡回指導
- ・アナウンスによる啓発



・指導件数も少なく、素直に応じてもらっている。

- ・ピンポイントでの啓発
(駅周辺、商業地域において、キャンペーンを実施)
- ・禁止地区以外への周知啓発

現在の路上喫煙の実態

実態定点調査結果

1 調査目的

路上喫煙率及び投棄率の変動を把握することにより、路上喫煙対策のあり方を検討するため。

2 調査内容(路上喫煙者通行量調査・たばこの投棄数調査)

調査地点

今年度は、昨年度実施した30地点から、禁止地区内、禁止地区周辺、その他市内10地点

調査時間帯

朝 7:30 ~ 9:00	正午11:30 ~ 13:00
昼14:30 ~ 16:00	夕方18:30 ~ 20:00



調査結果概要(市内10地点)

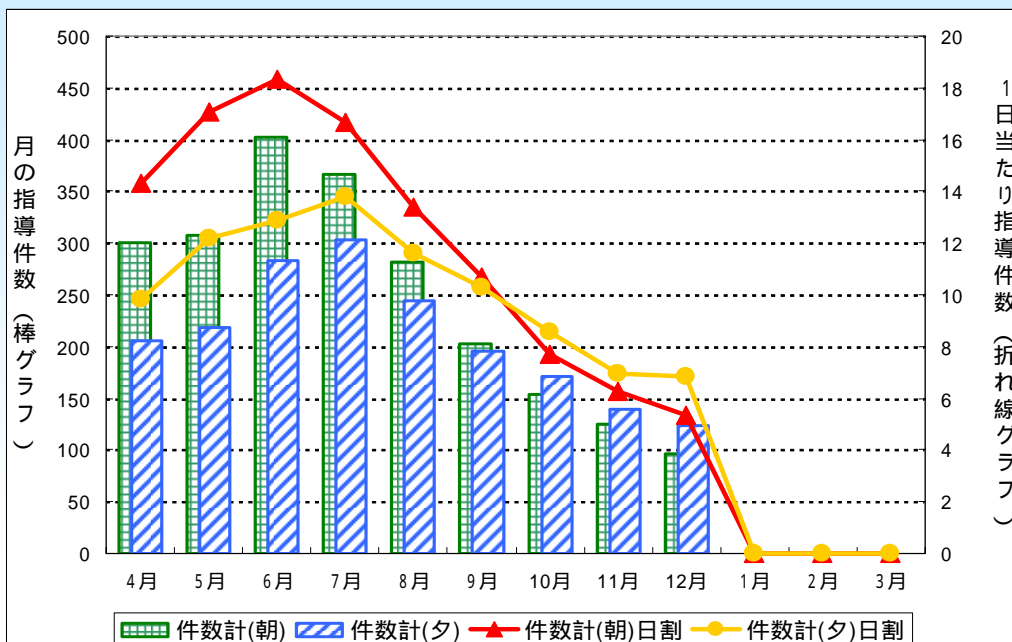
全地点調査結果総数
(4調査時間帯総数)

路上喫煙率 = (喫煙者数) ÷ (総通行量) × 100

投 棄 率 = (吸い殻) ÷ (喫煙者数) × 100

回	調査日	通行量	喫煙者	路上喫煙率	吸い殻本数	投棄率	
第1回	啓発実施前	平成20年6月4日	61,794	738	1.2%	135	18.3%
第2回	啓発実施後 条例施行前	平成21年1月20日	60,768	694	1.1%	133	19.2%
第3回	条例施行後	平成21年7月16日	59,201	558	0.9%	87	15.6%
第4回	禁止地区指定後	平成21年10月9日	63,353	379	0.6%	59	15.6%
第5回	禁止地区指定後	平成21年12月10日	59,124	356	0.6%	69	19.4%

マナー推進員指導件数の推移



過料徴収の考え方

路上喫煙の実態等から判断し、現段階では、**過料徴収は実施していない。**

・路上喫煙率の低下

・指導に素直に応じもらえる。

・過料徴収が目的ではない。

過料徴収時期は・・・

引き続き、
・マナー推進員の指導・啓発
・職員による過料の抑止効果を最大限に活かした指導を実施

効果を見て、判断していく

これからの展開

指導・啓発のマンネリ化を防ぐ方策として・・・

市域に屋外の公共の場所では、「吸えない」「吸わない」といった意識を広めていくために・・・

協力店

・タバストリー、
・啓発メッセージの設置
・キャンペーン期間中にティッシュ等の啓発グッズを配布 等

市

・マナー推進員の配置
・「吸わ3day」の実施
・キャンペーンの実施
・イベント等での啓発 等

市民・団体

・市民等が自主的に路上喫煙の防止活動に取り組む

支援・協力

支援・協力

地域、市民、事業者、市の目で市域のマナー意識を高めていく。

